

配偶者等における暴力に関する調査 (ダイジェスト版)

千葉市女性センターでは、「配偶者等における暴力に関する調査」を実施しました。この調査は、男女共同参画社会の実現のために、配偶者等における暴力に関する市民の意識と実態を把握し、今後の施策に反映させていくことを目的としています。

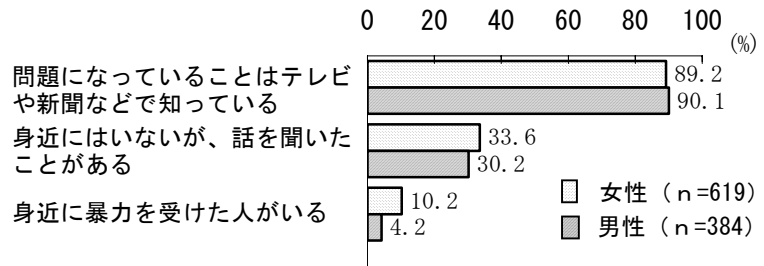
※ 調査の対象	千葉市にお住まいの20歳以上の男女各1,500人(無作為抽出)
※ 調査の方法	郵送配布—郵送回収法
※ 調査の期間	平成18年11月2日～平成18年11月18日
※ 回収の状況	有効回答数：1,014件 (有効回答率：33.8%)

注1) %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、%の合計が100%にならないことがあります。

注2) グラフは、内容に応じて、抜粋したものを掲載しています。

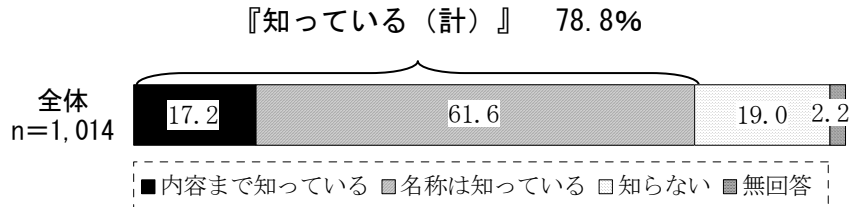
配偶者等における暴力に対する認知度、意識

【配偶者等における暴力の認知度】については、男女共に約9割の人が問題になっていることを知っていました。「身近に暴力を受けた人がいる」は女性が10.2%と約1割です。

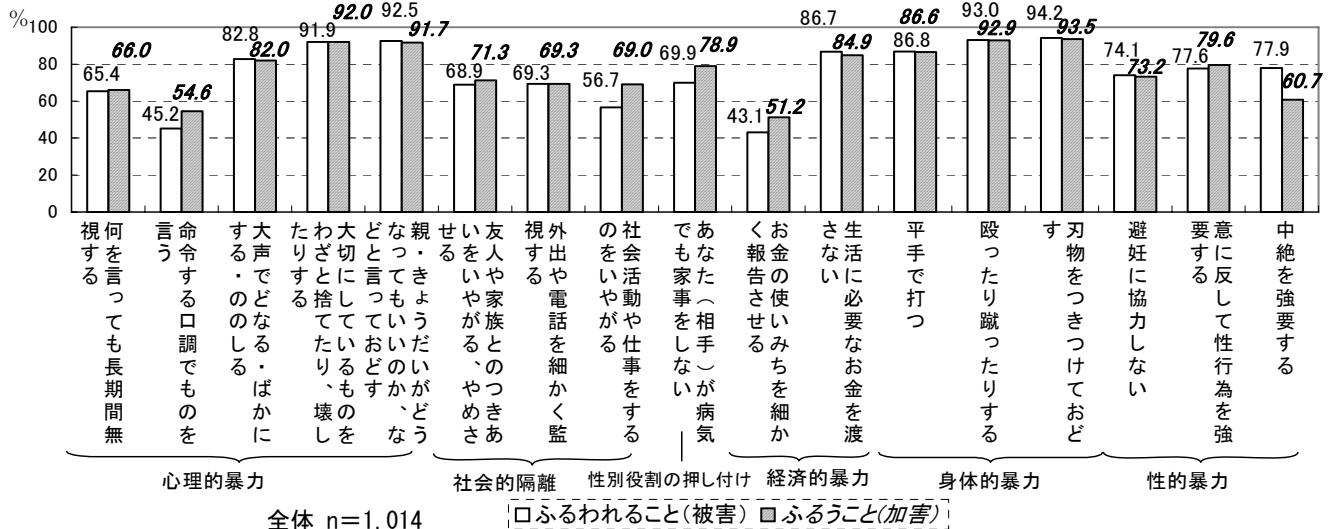


【DV防止法※の認知度】については、『知っている(計)』が78.8%ですが、「内容まで知っている」は17.2%と、2割を下回っています。

※「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」



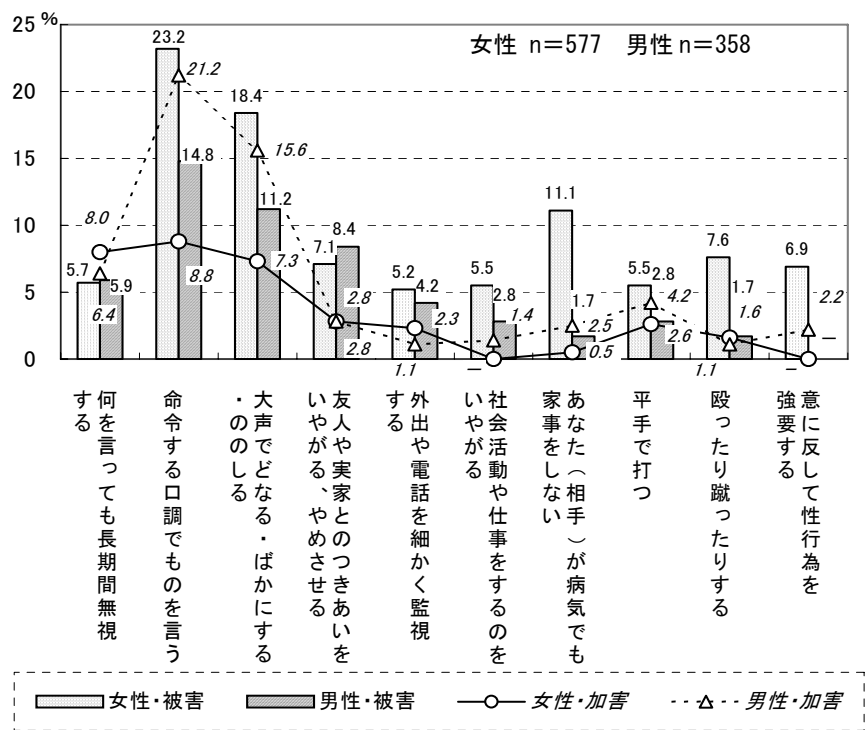
【暴力をふるわれること(被害)とふるうこと(加害)については、17の項目中、身体的暴力に属する項目ではいずれも割合が多くなっています。



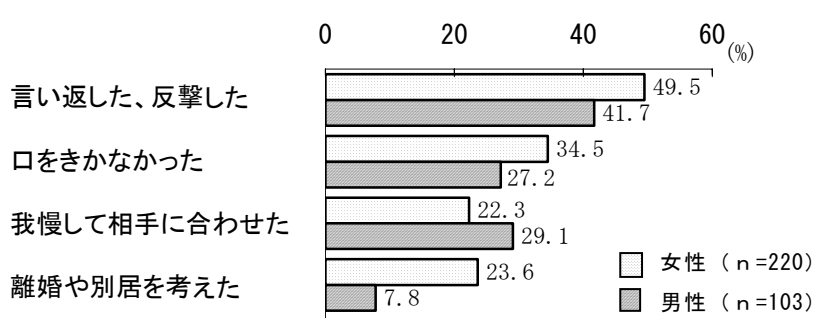
配偶者等における暴力の実態

【暴力をふるわれた経験（被害）】
 については、男女共に「命令する口調でものを言う」（女性 23.2%、男性 14.8%）と、「大声でどなる・ばかにする・ののしる」（女性 18.4%、男性 11.2%）が上位 2 項目で、いずれも女性の方が多くなっています。

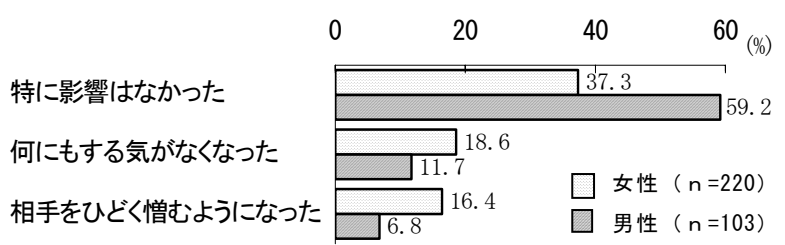
【暴力をふるった経験（加害）】
 についても男女共に「命令する口調でものを言う」（女性 8.8%、男性 21.2%）が最も多く、男性の方が多くなっています。次いで女性では「何を言っても長期間無視する」（8.0%）、男性では「大声でどなる・ばかにする・ののしる」（15.6%）となっています。



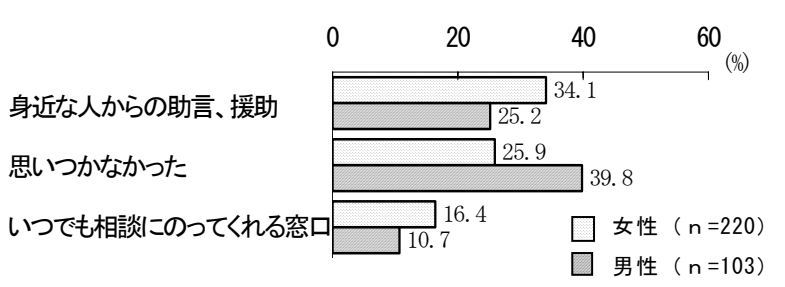
【暴力をふるわれたときの行動】
 については、男女共に「言い返した、反撃した」（女性 49.5%、男性 41.7%）が最も多くなっています。「離婚や別居を考えた」（女性 23.6%、男性 7.8%）などの項目で男女差が見られます。



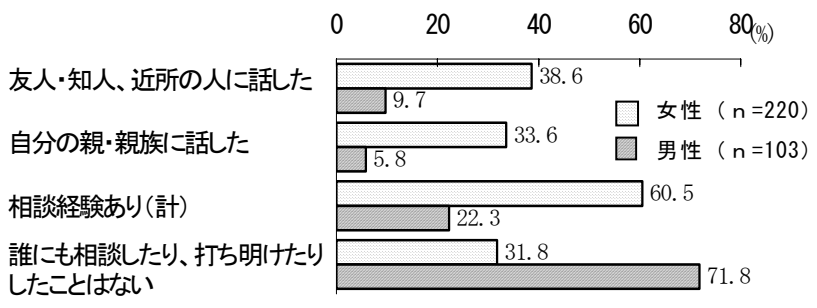
【暴力をふるわれた後の心身状態など】
 については、男女共に「特に影響はなかった」（女性 37.3%、男性 59.2%）が最も多く、男性の方が多くなっています。「何もする気がなくなった」（女性 18.6%、男性 11.7%）など、影響があったという回答は、女性の方が多くなっています。



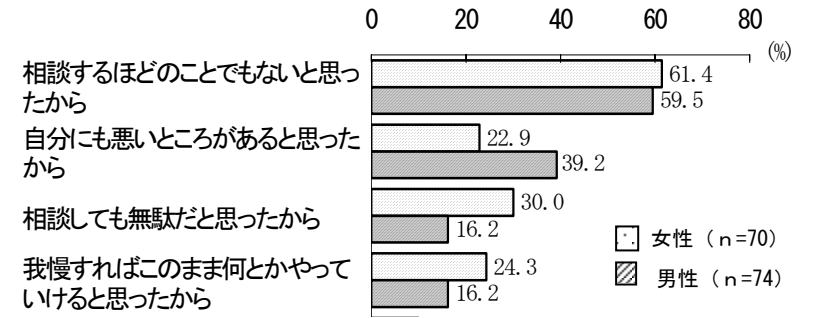
【暴力をふるわれたとき必要とした支援】
 については、女性では「身近な人からの助言、援助」（34.1%）、男性では「思いつかなかった」（39.8%）が最も多くなっています。



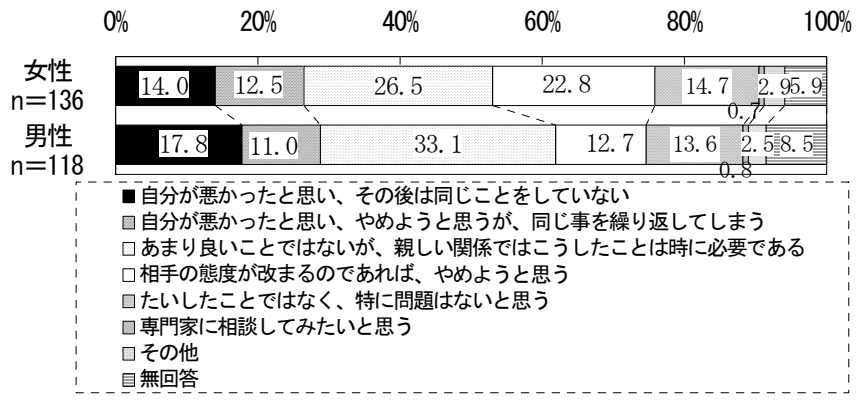
【暴力の被害についての相談経験】については、女性では60.5%の人が、相談したことがあり、相談先としては「友人・知人、近所の人に話した」(38.6%)、「自分の親、親族に話した」(33.6%)が多くなっています。一方男性では71.8%の人が相談経験がありません。



【相談経験のない人の相談しなかった理由】については、男女共に「相談するほどのことでもないと思ったから」(女性61.4%、男性59.5%)が最も多くなっています。

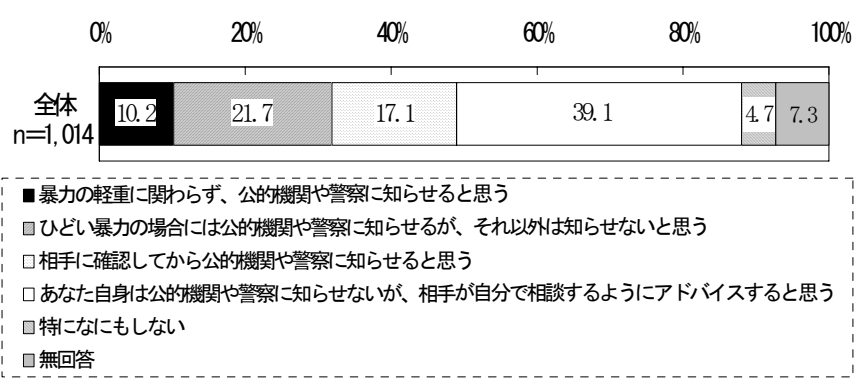


【暴力をふるったことがある人の暴力をふるったことについての意識】については、男女共に「あまり良いことではないが、親しい関係ではこうしたことは時に必要である」(女性26.5%、男性33.1%)が最も多くなっています。

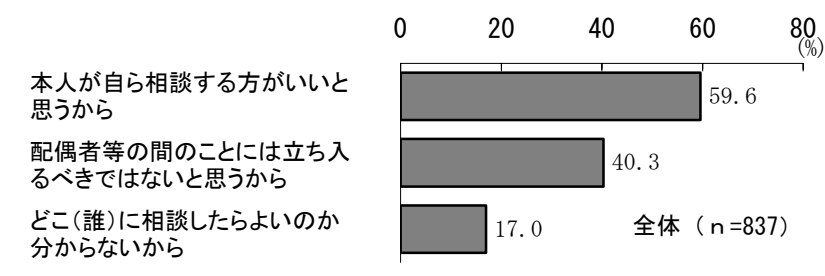


周囲の意識

【配偶者等における暴力の相談を受けた場合の対応】については「あなた自身は公的機関や警察に知らせないが、相手が自分で相談するようにアドバイスすると思う」(39.1%)が最も多くなっています。

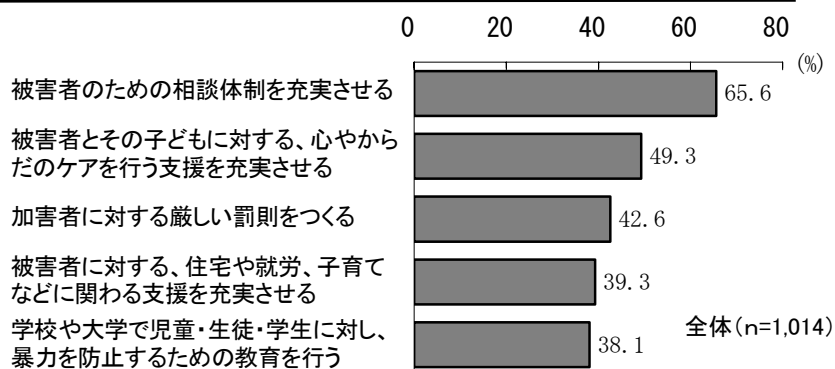


【公的機関や警察に通報するのをためらう理由】については、「本人が自ら相談する方がいいと思うから」(59.6%)が最も多くなっています。次いで、「配偶者等の間のことには立ち入るべきではないと思うから」(40.3%)となっています。



配偶者等における暴力の防止と対策

【配偶者等における暴力の防止と対策に必要なこと】については、「被害者のための相談体制を充実させる」(65.6%)が最も多くなっています。次いで、「被害者とその子どもに対する、心やからだのケアを行う支援を充実させる」(49.3%)となっています。



今 後 に 向 け て

1 配偶者等における暴力についての情報提供と意識の醸成

配偶者等における暴力の意識について、今回調査と平成13年度の調査を比較すると、暴力を否定する意識が多く項目で浸透していましたが、身体的暴力に比べると心理的暴力を否定する意識は依然として低いことや、DV防止法などについて、名称だけでなく内容まで知っている人は少ないことも分かりました。

DV防止法では、身体的暴力のみならず、経済的暴力、精神的暴力なども暴力とされており、また、「DVを受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない」とあります。こうした法律の内容や関連する事業についての広報や学習の機会を更に充実することで、暴力を容認しない意識を醸成することが必要です。

2 被害者に対する支援

被害者に対する支援としては、相談体制の充実、心身のケアのほか、被害者の生活全体を視野に入れた支援の充実について求める声が多くありました。

また、被害経験者のうち、相談しない人や、相談しても自分の友人、親、親族などにする人がほとんどであり、役所や警察など公的機関の相談事業が十分に活用されていませんでした。被害経験者からは身近な人からの助言や援助を求める声も多くありました。被害者に対する支援を行うためには、当事者だけでなく、周囲の人へも相談事業など支援に関する情報提供が重要です。

3 暴力をふるった人に対する取り組み

暴力をふるったことのある人のうちで、加害経験について誰かに話したことがある人はほとんどいないことや、親しい関係ではこうしたことは時に必要であるという意識が依然としてあることが分かりました。

暴力をふるったことのある人が、そのような行為を繰り返さないためには、加害者に対する取り組みや、親しい間柄であっても暴力は認められないという意識の醸成が必要です。

発行日：平成19年3月
発行：千葉市市民局生活文化部男女共同参画課
千葉市女性センター 電話(043)209-8771